

愛川町行政改革大綱第3次改訂版

(平成18年度～平成20年度)

3年間の取組み結果報告

神奈川県愛川町

愛川町行政改革大綱第3次改訂版の取組み結果

本町では、「愛川町行政改革大綱第3次改訂版」に掲げた38件の改善項目について、平成18年度から平成20年度までの3年間にわたり、具体的な改善に取り組んできました。その結果、改善効果額としては約1億4,690万円の成果をあげることができました。改善項目の取組み結果としては、38件のうち、28件の改善を図ることができました。

行政改革大綱第3次改訂版改善項目

1 効率的・機能的な行政運営の推進

種 類	項目No.	改 善 項 目
事業の改革 (8項目)	1	各種計画策定の見直し
	2	町発行印刷物作成の見直し
	3	行政評価制度外部評価の在り方の研究
	4	各種イベント・大会・表彰式等の見直し
	5	任意団体事務局の在り方を見直し
	6	ホームヘルパー養成事業の見直し
	7	町マイクロバスの在り方を見直し
	8	低公害車両導入の推進
施設の改革 (7項目)	9	指定管理者制度の導入
	10	保育園の委託化の検討
	11	出張所の在り方の検討
	12	社会教育施設等の無休化、開館時間延長の検討
	13	学校施設開放の検討
	14	ごみ収集業務の委託化の検討
	15	し尿処理業務の委託化の検討

2 人材育成と協働型まちづくりの推進

種 類	項目No.	改 善 項 目
サービスの改革 (8項目)	16	電子申請・届出システムの推進
	17	町税等のコンビニエンスストア納付の研究
	18	時差出勤制度拡大の研究
	19	町ホームページの見直し
	20	町内循環バスの有料化等の検討
	21	戸籍事務の電算化
	22	組織・機構の見直し
	37	休日窓口サービスの開設（追加項目）

種 類	項目No.	改 善 項 目
人の改革 (5項目)	23	定員適正化への取組み
	24	職員研修の充実
	25	人事評価制度の導入
	26	行政パートナー制度の研究
	38	農業生産嘱託員制度の廃止の検討(追加項目)

3 経費の節減と財政の健全化

種 類	項目No.	改 善 項 目
財政の改革 (10項目)	27	経常的事務経費の削減
	28	ペーパーレス化の推進
	29	納期前納付報奨金の段階的縮小
	30	町税等収納率の向上
	31	有料広告掲載制度の導入の検討
	32	補助金等の見直し
	33	公共用空地の有効活用の検討
	34	使用料・手数料の見直し
	35	外部監査制度の導入
	36	報酬等の見直し

取組み結果の概要

1 改善項目（38件）の取組み結果

区分	取組み結果	件数
(A)	計画どおり進められ改善されたもの	28件 (73.7%)
(B)	一部の改善にとどまったもの又は状況の変化により実施しなかったもの	2件 (5.3%)
(C)	計画期間内に改善できなかったため、次期改訂版に引き継いだもの	8件 (21.0%)

2 取組み結果の内訳

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

No.	改善項目
1	各種計画策定の見直し (No. 1)
2	町発行印刷物作成の見直し (No. 2)
3	行政評価制度外部評価の在り方の検討 (No. 3)
4	各種イベント・大会・表彰式等の見直し (No. 4)
5	ホームヘルパー養成事業の見直し (No. 6)
6	町マイクロバスの在り方の見直し (No. 7)
7	低公害車両導入の推進 (No. 8)
8	指定管理者制度の導入 (No. 9)
9	出張所の在り方の検討 (No. 11)
10	社会教育施設等の無休化、開館時間延長の検討 (No. 12)
11	電子申請・届出システムの推進 (No. 16)
12	町税等のコンビニエンスストア納付の研究 (No. 17)
13	町ホームページの見直し (No. 19)
14	町内循環バス有料化等の検討 (No. 20)
15	戸籍事務の電算化 (No. 21)
16	組織・機構の見直し (No. 22)
17	定員適正化への取組み (No. 23)
18	職員研修の充実 (No. 24)
19	人事評価制度の導入 (No. 25)
20	経常的事務経費の削減 (No. 27)
21	ペーパーレス化の推進 (No. 28)
22	納期前納付報奨金の段階的縮小 (No. 29)
23	町税等収納率の向上 (No. 30)
24	有料広告掲載制度の導入の検討 (No. 31)

No.	改 善 項 目
25	補助金等の見直し (No. 32)
26	報酬等の見直し (No. 36)
27	休日窓口サービスの開設 (No. 37) 追加項目
28	農業生産嘱託員制度の廃止の検討 (No. 38) 追加項目

(B) 一部の改善にとどまったもの又は状況の変化により実施しなかったもの

No.	改 善 項 目
1	学校施設開放の検討 (No. 13)
2	時差出勤制度拡大の研究 (No. 18)

(C) 計画期間内に改善できなかったため、次期改訂版に引き継いだもの

No.	改 善 項 目
1	任意団体事務局の在り方の見直し (No. 5)
2	保育園委託化の検討 (No. 10)
3	ごみ収集業務の委託化の検討 (No. 14)
4	し尿処理業務の委託化の検討 (No. 15)
5	行政パートナー制度の研究 (No. 26)
6	公共用空地の有効活用の検討 (No. 33)
7	使用料・手数料の見直し (No. 34)
8	外部監査制度の導入 (No. 35)

3 効果額 再掲 (平成18年度～平成20年度)

3年間の効果額合計 146,911千円

No.	改 善 項 目	効果額 (千円)
1	町発行印刷物作成の見直し (No. 2)	2,345
2	町マイクロバスの在り方の見直し (No. 7)	10,103
3	定員適正化への取組み (No. 23)	60,802
4	経常的事務経費の削減 (No. 27)	57,401
5	納期前納付報奨金の段階的縮小 (No. 29)	3,670
6	有料広告掲載制度の導入の検討 (No. 31)	360
7	補助金等の見直し (No. 32)	6,431
8	使用料・手数料の見直し (No. 34)	4,237
9	報酬等の見直し (No. 36)	218
10	農業生産嘱託員制度の廃止の検討 (No. 38)	1,344
全38項目のうち数字として表れた額		146,911

改善項目別取組み結果

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.1 各種計画策定の見直し

担当課	企画政策課、行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	各種計画の策定にあたり、総合計画との連携や計画間の調整を強化する。また、住民が理解しやすいコンパクトな構成とするなど、計画書の内容についても精査する。	18年度	19年度	20年度

【取組み結果】

各種計画の策定段階から企画政策課の職員が庁内ワーキンググループ（作業部会）に参画し、総合計画と個別計画との整合性、個別計画間の調整を行うこととした。また併せて、計画書の内容を精査し、コンパクトでわかりやすい構成となるよう努めた。

【計 画】

項目No.2 町発行印刷物作成の見直し

担当課	行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	町で発行している各種印刷物について、配布先を精査し、過大な量の印刷をしないよう見直す。	18年度	19年度	20年度

【取組み結果】

各課で作成している計画書、統計書、年報、パンフレット類の発行状況を調査・検証し、ホームページへの掲載や内部印刷による経費削減とペーパーレス化に努めた。

【計 画】

項目No.3 行政評価制度外部評価の在り方の検討

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	行政評価制度における外部評価を担う組織として、既存の行政改革推進委員会や町民参加推進会議の活用を視野に入れ、外部評価の在り方を検討する。	18年度	19年度	20年度
				実 施

(A) 計画どおり進められ改善されたもの


【取組み結果】

平成18年度に「外部評価（試行）実施方針」を策定し、平成19年度に行政改革推進委員会を外部評価機関に位置付け、外部評価（試行）を開始した。

事務事業の外部評価は毎年実施し、補助金・イベント等の外部評価については、3年おきに実施していくこととした。

【計 画】

項目No.4 各種イベント・大会・表彰式等の見直し

担当課	行政推進課、イベント等を担当する課	改善プログラム		
内 容	町の主催や他団体と共催している各種のイベント等について、行政評価制度を用いて見直しをする。	18年度	19年度	20年度
		見直し	随時実施 	

【取組み結果】

平成18・19年度に実施したイベント、大会、表彰式等（全33件）について、平成18年度に町内部による一次・二次評価を行い、平成19年度に行政改革推進委員会委員による外部評価（6件）を実施した。

【計 画】

項目No.6 ホームヘルパー養成事業の見直し

担当課	健康長寿課	改善プログラム		
内 容	受講希望の需要を満たす回数を確保できないため研修開催を廃止し、個人的に研修を受けた方に対し受講料の一部を助成する制度に改める。	18年度	19年度	20年度
		見直し・実施		

【取組み結果】

町がホームヘルパー養成研修を主催し受講者を募る方式から、民間が開催する研修を受けた町民に対し、その受講料の一部を町が助成する制度に改めた。

この方式に切り替えたことにより、より多くの町民が受講機会を得ることができ、ホームヘルパーの養成拡大が図れた。

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No. 7 町マイクロバスの在り方の見直し

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	現在所有している町マイクロバスは、通称「NOX・PM法」の車種規制により平成21年6月をもって使用可能期間が満了することから、リースや委託化などを視野に入れ、在り方を検討する。	18年度	19年度	20年度
		検 討 ----->	見直し	

※NOX・PM法・・・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

【取組み結果】

町が所有しているマイクロバス「ひかり号」は「NOx・PM法」の車種規制により平成21年6月16日をもって使用可能期間が満了する。

その後の方針について、マイクロバスを新規に購入した場合と民間バスをレンタルした場合とのコストを比較した結果、長期的には新規に購入した方が安価になるが、初期投資が大きいことから当面は民間マイクロバスをレンタルする方式とした。

【計 画】

項目No. 8 低公害車両導入の推進

担当課	企画政策課、管財契約課	改善プログラム		
内 容	環境への負荷軽減のため、低公害車両の導入を推進する。	18年度	19年度	20年度
		----->	継続実施	

【取組み結果】

公用車の更新については10年10万キロを目安としており、平成18年度からの3年間で29台を国土交通省や八都県市指定に基づく低公害車・低排出ガス車へ切り替えた。

平成21年度は電気自動車を導入（リース方式）するとともに、役場庁舎敷地内に電気自動車用急速充電器を設置し、広く一般住民にも開放することにより、エコカーの利用促進と普及に努めるなど、今後も引き続き環境への負荷軽減を図るため、対象となる車両について計画的な導入推進を図っていく。

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.9 指定管理者制度の導入

担当課	行政推進課、公の施設を有する課	改善プログラム		
内 容	「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本指針」に基づき、各施設について同制度の導入の可否を検討する。	18年度	19年度	20年度
		検討・随時実施 -----▶		

【取組み結果】

「公の施設の指定管理者導入に関する基本指針（平成17年2月策定）」に基づき、「ありんこ作業所（心身障害者作業所）」と町立児童館については、平成18年4月から指定管理者制度を導入した。その他の施設についても「直営施設における指定管理者制度導入方針（平成19年10月策定）」に基づき、平成22年度以降に指定管理者制度等の導入を進めることとした。

【計 画】

項目No.11 出張所の在り方の検討

担当課	住民課、企画政策課、行政推進課	改善プログラム		
内 容	半原出張所・中津出張所が所管する地域の特性や住民の利便性等を考慮しながら、より良い行政サービスと出張所の在り方を検討する。	18年度	19年度	20年度
		-----▶ 検 討		

【取組み結果】

半原・中津出張所の利用者数は微増傾向にあり、半原・田代地域及び中津・春日台地域の住民にとって両出張所が果たす役割は大きいことから、現状の体制を維持することとした。

【計 画】

項目No.12 社会教育施設等の無休化、開館時間延長の検討

担当課	生涯学習課、スポーツ・文化振興課	改善プログラム		
内 容	住民の利便向上のため、公民館や図書館について、施設ごとの状況を踏まえ、無休化・開館時間延長について検討する。	18年度	19年度	20年度
		-----▶ 検討・随時実施		

【取組み結果】

過去3年間の試行結果を踏まえ、平成19年度から中津公民館については、休館日を施設の保守点検日と年末年始のみとし、図書館については、開館時間を夕方1時間延長して午前9時30分から午後6時までとした。

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.16 電子申請・届出システムの推進

担当課	行政推進課、全課	改善プログラム		
内 容	公的個人認証の普及を推進するとともに、電子申請の取扱種類拡大、電子交付、手数料の電子決済等の研究を進める。	18年度	19年度	20年度
		<div style="text-align: center;"> </div>		

【取組み結果】

縣市町村電子自治体共同運営協議会が運営する「電子申請・届出システム」が、平成17年7月から稼動し、本町でも16種類に及ぶ手続の電子申請を開始した。

【計 画】

項目No.17 町税等のコンビニエンスストア納付の研究

担当課	税務課、健康づくり課	改善プログラム		
内 容	納税者の利便性の向上と収納率向上を図るため、町税等のコンビニエンスストア納付を研究する。	18年度	19年度	20年度
		<div style="text-align: center;"> </div>		

【取組み結果】

地方自治法施行令の一部改正により、コンビニエンスストアで地方税を収納することが可能になったことから研究を進めた結果、平成21年度から町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税目について、コンビニエンスストア収納を開始することとした。

【計 画】

項目No.19 町ホームページの見直し

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	平成17年度実施のアンケート結果等を参考資料として、町ホームページのデザインなどの見直しをする。	18年度	19年度	20年度
		見直し・実施		

【取組み結果】

より利便性の高いホームページを目指し、平成18年度から2か年をかけて町ホームページのリニューアルを実施した。

また、携帯電話用町ホームページでは、あらかじめ登録した方に「防災行政情報メール」及び「不審者情報メール」の配信サービスを開始し、より迅速・的確な情報提供に努めることができた。

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.20 町内循環バス有料化等の検討

担当課	企画政策課、住民課	改善プログラム		
内 容	公共交通検討委員会での意見や住民アンケートなどの結果を踏まえ、有料化や路線の見直しを検討する。	18年度	19年度	20年度
		-----	検討	実施

【取組み結果】

「愛川町総合交通計画」の施策の一環として、バス交通体系再編成等調査によるルート・システム案及び有料化の検討を行い、町内4ルート、8便（無料）であった運行を、平成20年10月から3ルート各6便（合計18便）、1回乗車100円で実証運行を開始した。

【計 画】

項目No.21 戸籍事務の電算化

担当課	住民課	改善プログラム		
内 容	戸籍事務を電算化し、戸籍届書の受付けから証明書発行までに要する期間の短縮や、証明書発行のスピードアップを図る。	18年度	19年度	20年度
		実施準備	-----	実施

【取組み結果】

本庁及び半原・中津出張所の戸籍謄本等のデータ化とコンピュータの導入により、戸籍届書の受付けから戸籍作成までの期間を短縮することができた。
また、窓口での証明書発行時間のスピードアップを図ることができた。

【計 画】

項目No.22 組織・機構の見直し

担当課	行政推進課	改善プログラム		
内 容	新たな行政課題等に的確に対応できる組織・機構の在り方について、研究をする。	18年度	19年度	20年度
		-----	継続実施	-----

【取組み結果】

保健福祉分野のめまぐるしい制度改革に的確に対応し、効率的で質の高い住民サービスを提供するため、民生部のうち「福祉課」、「長寿課」、「健康づくり課」の3課に係る分掌事務を整理し、「福祉支援課」、「子育て支援課」、「健康長寿課」、「国保医療課」の4課に再編した。（平成19年4月実施）

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.23 定員適正化への取組み

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	平成16年度に策定した「第2次定員適正化計画(17年度～21年度)」に基づき、民間委託の推進などにより、効率的な定員管理に努める。	18年度	19年度	20年度
		継続実施		

【取組み結果】

「第2次定員適正化計画」では、平成17年度から平成21年度までの5年間で職員数を418人から410人に削減する予定であったが、本年4月には目標値を上回る406人まで削減することができた。

【計 画】

項目No.24 職員研修の充実

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、毎年度「職員研修計画」を定め、これに基づいた研修の実施により、職員一人ひとりの資質向上に努める。	18年度	19年度	20年度
		継続実施		

【取組み結果】

「職員研修計画」に基づき、待遇、財務、法制執務等の職務を遂行していく上で必要となる基本的知識の習得をはじめ、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応した施策を企画・立案していく政策形成能力の向上など、住民の信頼と期待に応え得る行政運営を目指し、体系的な職員研修の推進に努めた。

【計 画】

項目No.25 人事評価制度の導入

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	組織の活性化と住民サービスの向上を図るため、人事評価制度を導入し、職員の処遇面や人材育成、能力開発などに活用する。	18年度	19年度	20年度
		検 討	試 行	実 施

【取組み結果】

本格的な地方分権時代を迎えた今日、時代のニーズにあった質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが職務に対する誇りとやりがいを持ち、それぞれの職場で個々の能力を最大限に発揮していく必要がある。

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

このため、職員の能力や実績に応じた適切な評価を行い、給与や人事配置面へ反映させていくため、平成20年度から人事評価制度の試行を開始した。

【計画】

項目No.27 経常的事務経費の削減

担当課	管財契約課、全課	改善プログラム		
内容	こまめな消灯、公用車の適切な利用、冷暖房の適温管理、節水などを職員一人ひとりが心がけ、共通消耗品費、光熱水費、燃料費など経常的な事務経費削減に努める。	18年度	19年度	20年度
				継続実施

【取組み結果】

冷暖房運転時の温度設定をはじめ、昼休み時照明の消灯、不要な照明の間引き、事務用機器の電源オフなど、光熱水費の削減に努めた。

【計画】

項目No.28 ペーパーレス化の推進

担当課	総務課、全課	改善プログラム		
内容	両面・縮小印刷を徹底し、資料の簡素化や部数の削減、電子媒体の有効活用による文書・情報の共有化などを進めることにより、用紙の使用量を削減する。	18年度	19年度	20年度
				継続実施

【取組み結果】

平成16年度の紙購入量447万枚を超えないことを目標に、会議資料の簡素化や部数の削減をはじめ、庁内グループウェアの活用等により、全庁的なペーパーレス化を推進した結果、いずれの年度もその目標を達成することができた。

【計画】

項目No.29 納期前納付報奨金の段階的縮小

担当課	税務課	改善プログラム		
内容	当該制度を利用できない納税者（給与所得者）の不公平感を解消するため、年度当初の収支状況を勘案しながら、段階的な縮小を検討する。	18年度	19年度	20年度
			実施 (第一段階)	検討

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【取組み結果】

納期前納付報奨金制度を利用できない納税者(給与所得者)の不公平感を解消するため、平成18年4月から愛川町税条例に規定する「納期前納付報奨金」の算出基礎となる交付率を、100分の0.3から100分の0.2に引き下げた。

【計 画】

項目No.30 町税等収納率の向上

担当課	税務課、健康づくり課、使用料等を取り扱う課	改善プログラム		
内 容	町税等滞納整理推進本部を中心として、休日納税窓口の一層の推進など、町税・使用料等の収納率の向上に努める。	18年度	19年度	20年度
			継続実施	

【取組み結果】

町税、国民健康保険税、介護保険料、し尿収集手数料の口座振替加入率を引き上げるため、「口座振替利用促進報奨金制度」を導入した。その結果、平成19年度が760件、平成20年度が1,299件の新規加入があった。

また、従来は月1回だった休日納税窓口を平成20年9月から月2回に拡大し、収納率の向上に努めた。

※口座振替利用促進報奨金制度

指定金融機関等の窓口における口座振替加入の積極的な呼び掛けを依頼し、新規に口座振替加入を受付した場合、指定金融機関等に対して、1件当たり200円を交付する制度

【計 画】

項目No.31 有料広告掲載制度の導入の検討

担当課	企画政策課	改善プログラム		
内 容	町ホームページ、公用車、封筒、施設の空きスペース等へ広告を掲載し、広告料を徴収する制度の導入を検討する。	18年度	19年度	20年度
		検 討 ----->		実 施

【取組み結果】

有料広告が掲載可能な各種媒体について検討した結果、当面は簡単に広告掲載ができ、かつ、町の初期投資が不要な町ホームページに有料広告を掲載することとし、トップページに広告スペースを6枠設けた。

(広告料は1枠1か月当たり5,000円)

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【計 画】

項目No.32 補助金等の見直し

担当課	行政推進課、補助金等交付を担当する課	改善プログラム		
内 容	負担金、補助金及び交付金について、行政評価制度を用いて見直す。	18年度	19年度	20年度
		見直し	見直し・一部実施	実 施

【取組み結果】

「補助金等の見直しに関する指針（平成18年5月策定）」に基づき、平成18年度予算に計上された補助金・交付金（211件）について、行政評価の手法（補助金等評価シート作成）を用いて町内部による一次・二次評価を行い、平成19年度に行政改革推進委員会委員による外部評価（34件）を実施した。

【計 画】

項目No.36 報酬等の見直し

担当課	総務課	改善プログラム		
内 容	非常勤特別職の報酬のうち、支給区分が年額又は月額となっているものについて支給基準及び額を見直す。	18年度	19年度	20年度
		見直し	実 施	

【取組み結果】

国民健康保険運営協議会委員の報酬については、年間の活動実態を踏まえ、年額から日額へ改正するとともに、会長、委員の区分を廃止した。

交通安全指導嘱託員については、従来、活動状況が異なっていたことから男性と女性とで報酬額に差を設けていたが、現在では男女の活動状況は同じであることから、女性の報酬額を男性と同額とした。

学校薬剤師については、同じ薬剤師会に属する近隣自治体の報酬額を勘案し報酬額の引き上げを行った。

【計 画】

項目No.37 休日窓口サービスの開設

担当課	住民課、窓口業務を担当する課	改善プログラム		
内 容	転入、転出等の住民異動が多い3月と4月に、休日窓口サービスを開設し、住民利便の向上を図る。	18年度	19年度	20年度
		研究・随時実施		
		-----	-----	----->

(A) 計画どおり進められ改善されたもの

【取組み結果】

住民の利便性向上と繁忙期の窓口混雑の緩和を図るため、引越しなどの多い年度末（3月の第3週以降の土日）と年度始め（4月の第2週までの土日）については、本庁住民課の窓口を開設した。（平成19年4月実施）

【計 画】

項目No.38 農業生産嘱託員制度の廃止の検討

担当課	農政課	改善プログラム		
内 容	社会経済情勢の変化に伴い、町非常勤職員としての業務が年々減少している状況などから、制度の廃止を検討する。	18年度	19年度	20年度
			見直し	実 施

【取組み結果】

農業生産嘱託員については本来の業務が年々減少し、すでにその使命を果たしたことなどから、平成19年度末をもって廃止した。

(B) 一部の改善にとどまったもの又は状況の変化により実施しなかったもの

【計 画】

項目No.13 学校施設開放の検討

担当課	生涯学習課、教育総務課	改善プログラム		
内 容	現在、教室等校舎内の施設については警備上の問題から開放していないが、地域に根ざした学校運営をするため、開放の可否について検討する。	18年度	19年度	20年度
		検討・随時実施		
		----->		

【取組み結果】

学校施設の開放について検討した結果、警備上の問題を解決するためには施設改修等が必要となること、また教室等の利用について地域からの要望もないことから、開放は見送ることとした。

【計 画】

項目No.18 時差出勤制度拡大の研究

担当課	総務課、行政推進課、窓口業務を担当する課	改善プログラム		
内 容	現在、公民館やスポーツ施設で時差出勤制度を取り入れているが、窓口等の開庁時間延長を視野に入れ、時差出勤制度拡大について研究する。	18年度	19年度	20年度
		研究・随時実施		
		----->		

【取組み結果】

平成19年度から図書館の開館時間を1時間延長し午後6時までとしたが、職員の勤務体制については時差出勤制度により対応した。

今後も窓口等の開庁時間を延長する際には同様の対応をしていくこととした。

(C) 計画期間内に改善できなかったため、次期改訂版に引き継いだもの

①任意団体事務局の在り方の見直し（項目No.5）

町が事務局をしている任意団体について、事務の統廃合や事務配分の見直し等を行う。

②保育園の委託化の検討（項目No.10）

保育サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、保育園の民間委託を検討する。

③ごみ収集業務の委託化の検討（項目No.14）

平成24年度からのごみ処理広域化に伴い運搬距離が伸びることから、効率的な収集運搬体制の整備やコスト削減を図るため、収集業務の一部の民間委託を検討する。

④し尿処理業務の委託化の検討（項目No.15）

し尿処理業務体制の効率化とコスト削減を図るため、施設の運転管理について委託化を検討する。

⑤行政パートナー制度の研究（項目No.26）

あらかじめ登録した町民ボランティアに、各種イベント・美化作業・防災活動等を依頼する制度を研究し、幅広い分野での人材育成と能力開発を目指す。

⑥公共用空地の有効活用の検討（項目No.33）

普通財産又は道路用地で空地となっている町有地の売却や活用方法を検討する。

⑦使用料・手数料の見直し（項目No.34）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の減免措置の在り方の見直しや、全体を定期的に見直す仕組みを作る。

⑧外部監査制度の導入（項目No.35）

現行の監査委員による監査に加え、より専門的で独立した立場からの監査として外部監査制度を導入し、さらなる監査機能の充実を図る。